

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

| 番号 | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>入札公告（説明書） 第4 総合評価落札方式</p> <p>4-2.技術評価の評価項目等 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一つの技術提案が、評価項目①（工程短縮日数）と評価項目②（リスク回避に寄与する設計と製作）の両方へ効果がある場合、両方に対して同じ手法による技術提案を記載してもよいでしょうか。</li> </ul> <p>よい場合、この技術提案の評価は、評価項目①と評価項目②の双方で評価されるのでしょうか。</p> | <p>一つの技術提案を評価項目①と評価項目②の両方へ記載しても良いですが、それぞれが独立して評価が可能な内容で構成、記載されている必要があります。なお、独立性が認められない場合はいずれか1つの評価項目のみを評価します。</p> <p>ただし、評価項目②は設計、製作に対し技術提案がそれぞれ1つのみ評価することとしているので、提案数が複数にならぬよう留意してください。</p> |
| 2  | <p>入札公告（説明書） 第4 総合評価落札方式</p> <p>4-2.技術評価の評価項目等 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目②（リスク回避に寄与する設計と製作）の文頭にある「所定の工事期間内」の「所定」とは、評価項目①で求められている「短縮された期間内」のことでしょうか。それとも、「短縮された期間も含む、床版取替工事の全期間」のことでしょうか。</li> </ul>                         | <p>所定の工事期間とは、「短縮された期間も含む、床版取替工事の全期間」です。</p>   |
| 3  | <p>入札公告（説明書） 第4 総合評価落札方式</p> <p>4-2.技術評価の評価項目等 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案対象が原瀬川橋のみとすると、杉田川橋は標準案で施工し、技術提案での施工については契約後の協議と考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>  | <p>特記仕様書 26-1(1)に示すとおり、原瀬川橋において採用された技術提案で杉田川橋にも適用可能な技術提案は、詳細設計において採用する予定であり、契約後の協議となります。</p>  |
| 4  | <p>入札公告（説明書）</p> <p>第4 総合評価落札方式 4-2.技術評価の評価項目等</p> <p>および (P19) 別紙 随意契約条件 について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案は、「杉田川橋に関する技術提案は対象外」となっている一方、(P19) 別紙 随意契約条件では、「後発工事に踏襲される」とあります。</li> </ul> <p>当初契約には後発工事の詳細設計が含</p>                   | <p>技術提案内容を後発工事に踏襲するために、当初契約の詳細設計に技術提案費用を要する場合は、詳細設計費に計上してください。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>まれておりますが、技術提案内容がこれらの詳細設計にも関連する場合は、詳細設計に関わる技術提案費用は詳細設計費に含めてよろしいでしょうか。</p>  |  |
| 5 | <p>設計図（渡り線・迂回路工）22/30 について</p> <p>寸法表および図中に切削オーバーレイの切削幅員が 1.50m と表記され、同図面中に切削量 0.109m<sup>2</sup>（幅員 2.73m×厚さ 4cm = 0.109m<sup>2</sup>）と表記されています。切削幅員として、どちらが正しいでしょうか。</p>   | <p>寸法表のとおり、切削幅員は 1.50m となります。</p>  |
| 6 | <p>単価表 3 8 - (1) コンクリート P 6 - 6 について</p> <p>単価表の数量 115m<sup>3</sup> に対し、原瀬川橋下り線のスタッド用孔部 5.0m<sup>3</sup> を含めると、単価表の数量は 120m<sup>3</sup> になると考えられます。単価表の数量をご教示願います。</p> <p>具体的には、数量明細表 (1/11) において、8 - (1) コンクリート P 6 - 6 の原瀬川橋（下）に 61.6m<sup>3</sup> と記載あります。しかし、（貸与資料）数量計算書（原瀬川橋床版取替工（下り線））P5 のスタッド用孔 5.0m<sup>3</sup> に、（貸与資料）数量計算書（原瀬川橋床版取替工（下り線））P20 の接合部コンクリート 61.6m<sup>3</sup> を加算すると 66.6m<sup>3</sup> となり、数量明細表 (1/11) と一致しません。</p> | <p>原瀬川橋下り線のスタッド用孔部 5.0m<sup>3</sup> については現段階では含まれておりません。</p> <p>詳細設計の完了に伴い設計変更を行う予定です。</p> |
| 7 | <p>単価表 7、8 8- (3) 鉄筋 A (E)、B1 (E)</p> <p>単価表 9、10、11 11 - (2) 伸縮装置について</p> <p>エポキシ樹脂塗装鉄筋の塗装工場からの運搬が別途必要と考えます。最寄りの塗装工場は栃木県小山市と考えますが、塗装工場からの運搬距離をご教示願います。</p>  | <p>塗装工場からの運搬距離については、物価資料に記載がある栃木県小山市の塗装工場からの運搬を想定していますが、貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。</p>     |
| 8 | <p>単価表 17 13 - (9) オーバーレイ工</p> <p>単価表 18、19 13 - (10) 切削オーバーレイ工</p> <p>単価表 20、21 13 - (13) 段差修正工</p> <p>単価表 22 13 - (14) レベリング工について</p>  | <p>土木工事積算基準第 12 編舗装工 2-2「仕上り密度」に記載のとおり、各工種別の仕上り密度は、貴社の過去の施工実績値又は試験結果より算出願います。</p>          |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | 「高機能舗装Ⅱ型用混合物」、「基層用遮水性混合物（改質アス）」、「橋梁レベリング層用混合物（最大粒径 13mm）」の仕上り密度をご教示願います。  |  |
| 9  | <p>単価表 17 13-(9) オーバーレイ工</p> <p>単価表 18、19 13-(10) 切削オーバーレイ工</p> <p>単価表 20、21 13-(13) 段差修正工</p> <p>単価表 22 13-(14) レベリング工について</p> <p>舗設に使用する乳剤散布は散布量 0.4L/m<sup>2</sup>、使用材料 PKR-T と考えますが、相違する場合はご教示願います。</p> | 共通仕様書 13-8-13 及び設計要領第一集舗装保全編 3-5-2 に規定された材料を使用してください。                  |
| 10 | <p>単価表 18、19 13-(10) 切削オーバーレイ工</p> <p>単価表 20、21 13-(13) 段差修正工について</p> <p>既設の舗装構成（合材の種類、厚さ）をご教示願います。</p>   | 既設の舗装構成は、表層（高機能舗装Ⅰ型用混合物 4cm）及び基層（基層用アスファルト混合物 6cm）の構成となっております。         |
| 11 | <p>単価表 63 特-(1) 路面切削工について</p> <p>既設の舗装構成（合材の種類、厚さ）をご教示願います。</p>   | 既設の舗装構成は、表層（高機能舗装Ⅰ型用混合物 4cm）およびレベリング層（基層用アスファルト混合物 3.5cm）の構成となっております。  |
| 12 | <p>単価表 19 13-(10) 切削オーバーレイ工</p> <p>切削オーバーレイ工 KⅡ（t = 4cm）（Y）について</p> <p>舗装廃材の処理に関して、特記仕様書 P19 で示される郡山リサイクル協同組合は夜間受入ができないため、切削材の仮置き場所が必要と考えます。夜間作業で発生したアスファルト・コンクリート塊の仮置き保管場所をご教示願います。</p>                    | 特記仕様書 17-2(3) に示す処理施設を指定するものではありません。仮置き保管場所が必要な場合は、貴社の施工計画に基づきお考えください。 |
| 13 | <p>単価表 26 15-(1) 防護柵 Gr-SB-BJ について</p> <p>設計図（原瀬川橋 上り線）62/74 に示される Gr-SB-BJ の形状および寸法が、防護柵標準図集と相違しています。どちらが正しいかご教示願います。</p> <p>具体的には、ビーム材の高さが設計図（原瀬川橋 上り線）62/74 では 350mm、防</p>                               | Gr-SB-BJ の形状及び寸法は、設計図面 原瀬川橋（上り線）62/74 に示すとおりです。                        |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | 護柵標準図集では 590mm となっています。   |   |
| 1 4 | 単価表 3 3～3 6 16-(7)<br>路面標示工 路面標示標準型について<br>路面標示の規格・仕様のうち材料種別に関して、水性Ⅱ型または溶融型のどちらか、ご教示願います。   | 共通仕様書 16-4「路面標示工」の規定に従い、貴社の計画に基づき材料を選定してください。   |
| 1 5 | 単価表 3 7～4 0 16-(7)<br>路面標示工 路面標示 J I S 規格型について<br>路面標示の規格・仕様のうち材料種別に関して、水性Ⅰ型または溶剤型のどちらか、ご教示願います。  | 共通仕様書 16-4「路面標示工」の規定に従い、貴社の計画に基づき材料を選定してください。   |
| 1 6 | 単価表 4 8 18-(17) 構造物等取壊しについて<br>特記仕様書 P19 17-2(1)において、建設汚泥の発生要因として「構造物取壊し」があります。しかし、特記仕様書 P38 25-14において、ウォータージェット工法による取壊し等の記載はありません。どちらの記載が正しいかご教示願います。  | 特記仕様書 25-14-1「種別」に示すとおり、単価項目「コンクリート構造物取壊し (Type A)」は、コンクリートブレーカーによる取壊しのため建設汚泥の発生は想定しておりません。 |
| 1 7 | 単価表 6 4、6 5 特-(2) プレキャスト P C 床版工<br>プレキャスト P C 床版の製作について<br>特記仕様書 P47 25-18-8(1)において、プレキャスト P C 床版の製作の契約単価には「工場から架設位置までの積込、運搬」の費用が含まれるとありますが、具体的には①工場から架設位置最寄りの仮置き場所までの積込、運搬、②仮置き場所での取卸し、仮置き保管、③仮置き場所から架設位置までの積込、運搬と考えてよろしいでしょうか。<br>また、架設位置最寄りの仮置き場所について、特記仕様書 P5 7-1 で示される工事用地と考えたらよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 仮置きは想定しておりません。仮置きが必要な場合は、貴社の計画に基づきお考えください。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 18 | <p>単価表68、69 特-(3) 既設床版撤去工<br/>床版・地覆A、Bについて<br/>特記仕様書P48に、撤去した床版は本特記仕様書「7. 工事用地に関する事項」に示す工事用敷地に運搬すると記載されていますが、運搬する工事用敷地は特記仕様書P5「7-1 工事用地等の確保」に記載されている工事用地等と考えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>特記仕様書7-3「敷地の使用」に示す工事用資材置場を想定しております。なお、特記仕様書7-1「工事用地等の確保」に示す工事用地も使用可能です。</p> |
| 19 | <p>単価表68、69 特-(3) 既設床版撤去工<br/>床版・地覆A、Bについて<br/>既設床版撤去後の2次破碎(小割)作業は、夜間施工も可能かご教示願います。</p>  | <p>昼間施工を想定しております。</p>  |
| 20 | <p>単価表70、71 特-(3) 既設床版撤去工<br/>床版・地覆C、Dについて<br/>特記仕様書P49 25-19-3(2)4で示される運搬及び2次破碎(小割)場所に関して、特記仕様書P6「7-3 敷地の使用」に示される敷地は使用可能面積が約150m<sup>2</sup>であり、工事用資材置場として使用したうえで、床版取卸し、2次破碎(小割)、廃材の集積、積込、運搬等を行うと、敷地面積を不足していると考えます。運搬及び2次破碎(小割)場所は、特記仕様書P5「7-1 工事用地等の確保」に記載されている工事用地等と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>特記仕様書7-3「敷地の使用」に示す工事用資材置場を想定しております。なお、特記仕様書7-1「工事用地等の確保」に示す工事用地も使用可能です。</p> |
| 21 | <p>単価表70～71 特-(3) 既設床版撤去工<br/>床版・地覆C、Dについて<br/>杉田川橋の既設伸縮装置(埋設ジョイント)の詳細が分かる図面、数量をご提示願います</p>  | <p>一般的な埋設ジョイントであり、上下線の合計数量は64.8mとなります。</p>                                     |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 2 2 | <p>単価表 9 4 特 - (11) 中央分離帯改良工 A について</p> <p>設計図 (渡り線・迂回路工) 11/30~17/30 において、中央分離帯改良に使用する舗装構成 (合材の種類、厚さ) 又は設計図をご提示願います。</p>                                 | <p>設計図面 渡り線・迂回路工 8/30 に示すとおりです。</p>   |
| 2 3 | <p>単価表 9 8 ~ 1 0 1 特 - (13) 路面標示消去工について</p> <p>ウォータージェット工法に用いる清水に関して、採水場所等をご教示願います。</p>   | <p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>  |
| 2 4 | <p>単価表 1 0 2 特 - (14) 迂回路工舗装工 (t=45cm) について</p> <p>設計図 (渡り線・迂回路工) 8/30 で示されるアスファルト安定処理混合(t=12cm)および粒状下層路盤(t=23cm)の仕様について、ご教示願います。</p>                     | <p>アスファルト安定処理混合 (t=12cm) は再生加熱アスファルト安定処理路盤材、粒状下層路盤 (t=23cm) は再生クラッシャーラン 40~0 を想定しております。</p>                                   |
| 2 5 | <p>単価表 1 0 2 特 - (14) 迂回路工舗装工 (t=45cm) について</p> <p>散布する乳剤の仕様をご教示願います。</p>   | <p>共通仕様書 13-8-13 及び設計要領第一集舗装保全編 3-4-2 及び 3-5-2 に規定された材料を使用してください。</p>   |
| 2 6 | <p>単価表 1 0 3 特 - (14) 迂回路工舗装工 (t=8cm) について</p> <p>仮橋の覆工板上に舗装を行いますが、覆工板養生が必要と考えられます。養生シートおよび覆工板吊り孔養生等は設計変更と考えてよろしいでしょうか。</p>                               | <p>覆工板及び吊り孔養生等は、詳細設計の完了に伴い設計変更を行う予定です。</p>  |
| 2 7 | <p>単価表 1 0 3 特 - (14) 迂回路工舗装工 (t=8cm) について</p> <p>設計図 (渡り線・迂回路工) 26/30 で示す敷設するアスファルト舗装 t=8cm に使用するアスファルト混合物の種類、仕上り密度を、ご教示願います。</p>                        | <p>表層 (t=4cm) は再生加熱アスファルト密粒度 (13)、基層 (t=4cm) は再生加熱アスファルト粗粒度 (20) を想定しております。仕上り密度は、土木工事積算基準第 12 編舗装工 2-2 「仕上り密度」に記載のとおりです。</p> |
| 2 8 | <p>単価表 1 0 3 特 - (14) 迂回路工舗装工 (t=8cm) について</p> <p>散布する乳剤の仕様を、ご教示願います。</p>   | <p>共通仕様書 13-8-13 及び設計要領第一集舗装保全編 3-5-2 に規定された材料を使用してください。</p>  |
| 2 9 | <p>単価表 1 0 4 特 - (14) 迂回路工盛土工について</p> <p>特記仕様書 P62 「2 5 - 3 0 - 2 種別」迂回路工 盛土工で示される購入材 (土砂) について、土砂区分は「土砂 A」と考えてよろしいでしょうか。土砂 A でない場合は、土砂区分を何と考えればよろしいで</p> | <p>再生クラッシャーラン 40~0 を想定しております。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | しょうか。ご教示願います。  |  |
| 30 | <p>単価表106 特-(14) 迂回路工<br/>仮橋工 下部工について<br/>特記仕様書 P62「25-30-2 種別」<br/>迂回路工 仮橋工 下部工において形鋼以外はリース品 購入材と記載がありますが、リース品に該当する材料名(項目、規格)について、ご教示願います。</p>                                      | <p>貴社の施工計画に基づきお考えください。なお、迂回路工 仮橋工については、全て購入材を想定しております。</p> |
| 31 | <p>割掛対象表の割掛項目 試験舗装費について<br/>既設の舗装構成(合材の種類、厚さ)をご教示願います。</p>   | <p>試験舗装を行う舗装構成と同じ構成です。</p>                                 |
| 32 | <p>割掛対象表の割掛項目 試験舗装費について<br/>試験舗装の撤去・復旧の有無についてご教示願います。</p>  | <p>試験舗装実施後の撤去・復旧は不要です。</p>                                 |
| 33 | <p>割掛対象表の割掛項目 工事用道路費について<br/>工事用道路で使用する敷鉄板(N=40枚)の賃料日数を、ご教示願います</p>  | <p>貴社の施工計画に基づき、必要な賃料日数を計上してください。</p>                       |
| 34 | <p>杉田川橋の床版工の施工に、型枠支保工が必要と考えられますが、割掛項目の仮設備工事費に支保工費の記載がありません。今回は支保工の費用は含めず、詳細設計の結果により設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>杉田川橋の床版工の支保工については、詳細設計の完了に伴い設計変更を行う予定です。</p>            |
| 35 | <p>入札説明書 P.13 5-2. 技術提案内容に基づく参考見積書及び入札時に提出する単価表の取扱い<br/>5-2. (1)、(2)に技術提案による単価の取扱いについて記載されています。その中において、技術提案により数量の不要・増減が生じないが、その単価項目に掛る割掛け費用の増減が生じる場合の単価項目及び割掛け費の取扱いについて、ご教授ください。</p> | <p>令和4年2月2日掲載の回答書の質問No2の回答を参照してください。</p>                   |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| <p>36</p> | <p>入札説明書 P.13 5-2. 技術提案内容に基づく参考見積書及び入札時に提出する単価表の取扱い</p> <p>5-2. (1)、(2)に技術提案による単価の取扱いについて記載されています。その中において、技術提案により数量の不要・増減が生じた場合、その項目を対象とする割掛を全てゼロとし、全て「高度技術提案に係る費用」に計上するという事によろしいでしょうか。ご教授ください。</p> | <p>その通りです。令和4年2月2日掲載の回答書の質問No.2の回答を参照してください。</p>  |
| <p>37</p> | <p>図面（「渡り線・迂回路工」26/30 仮橋工側面図）の中で、KP3～KP4間、杉田川の河川内に追加の支持杭を施工することは可能でしょうか？</p>  | <p>KP3～KP4間の河川内に追加の支持杭を施工することは想定しておりません。詳細設計の結果、追加の支持杭が必要と認められる場合は、関係機関との協議の上決定します。</p> |